

# 経済産業省からの報告徴収に対する 調査結果の概要

2023年2月24日  
北海道電力株式会社

## ■ 今回の事案

- 再生可能エネルギーの固定価格買取制度（以下、「FIT」）に関する交付金申請手続きにおいて、電力広域的運営推進機関から情報確認の依頼を受けた場合、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づき国が認定した発電設備の情報（以下、「設備認定上の発電設備情報」）と、当社で管理している発電設備情報の整合性を確認し、報告期限までに国に報告する必要があります。
- また、発電者から太陽光発電設備を設置済みの場所に蓄電池を併設するなどの契約変更申込みを受け、受給契約確認書（当社が電気を買うことに関する契約書）を発行する際、設備認定上の発電設備情報と申込内容の整合性を確認する必要があります。
- 本来であれば、設備認定上の発電設備情報は、書類を保管する全道の各事業所に確認するべきところ、当社は、経済産業省が管理・運営し、一般送配電事業者のみアクセスが許可されている再エネ業務管理システム（以下、「当該システム」）を閲覧し、設備認定上の発電設備情報を確認していました。

### 再エネ業務管理システムの概要

システム管理：経済産業省

アクセス権限：北海道電力ネットワーク株式会社を含む一般送配電事業者10社

アクセス方法：一般送配電事業者毎に付与されたIDとパスワードの入力

閲覧可能情報：供給エリア内の設備認定上の発電設備情報

## ■ 報告徴収に関する経緯

---

- 2月10日、北海道電力ネットワーク株式会社は、一般送配電事業者に付与された再エネ業務管理システムのIDおよびパスワード（以下、「ID等」）の管理体制等に関する報告徴収について経済産業省から受領したことから、2月13日、当社に対して当該システムの利用状況等について調査依頼を実施しました。
- 2月14日、当社従業員による当該システムの不正閲覧の事実を確認したことから、2月15日、調査結果を経済産業省に報告し、2月16日、経済産業省から報告徴収を受領し、詳細な調査を求められました。
- 本日、当社は、上記報告徴収に基づく社内調査結果や再発防止策等について、経済産業省に報告しました。

## ■ 調査結果（概要）

- 2月16日に受領した報告徴収に基づく調査結果の概要は以下のとおりです。

### ■ 調査内容

調査事項等	<ul style="list-style-type: none"><li>・当該システムのID等を北海道電力ネットワーク株式会社から入手した経緯</li><li>・当該システムで不正閲覧した当社従業員に関する情報</li><li>・当該システムで閲覧した情報および目的</li><li>・本件事象が発生した原因、再発防止策等</li></ul>
調査方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・FIT関連業務に関わる部署に在籍していた当社従業員に対する聞き取り調査 ⇒ID等の入手経緯、閲覧情報および利用目的を確認</li><li>・当該システムへのアクセスログの解析 ⇒閲覧期間、閲覧頻度を確認</li></ul>

### ■ 調査結果

閲覧期間	2018年12月19日（ID等入手日）～2023年2月3日
閲覧件数	1,255件
閲覧した従業員	人数：合計14人（当社社員：6人、長期臨時員：8人）

## ■ 調査結果（詳細）

- 当該システムの閲覧目的は、FITに関する交付金申請手続きにおけるエラーへの対応および発電設備変更等の契約変更申込みに対する受給契約確認書の発行を行う際、設備認定上の発電設備情報との整合性を確認するためでした。
- 当該システムを利用した全ての従業員に聞き取り調査を行い、上記の業務遂行以外の目的で当該システムを閲覧していないことを確認しています。

利用内容	閲覧情報	閲覧件数
○FIT交付金申請手続きにおけるエラーへの対応 ・FIT交付金申請手続きにおける、エラーへの対応として、設備認定上の発電設備情報と当社で管理する発電設備情報の整合性を確認するため、当該システムを利用していました。	発電者氏名、発電場所住所、 発電出力、設備ID	170件
○契約変更申込に対する受給契約確認書の発行 ・既設太陽光設備への蓄電池併設など、FIT申込に係る受給契約確認書を発電者に対して発行する際、設備認定上の発電設備情報と申込内容の整合性を確認するため、当該システムを利用していました。	設備認定日、発電者氏名、 発電場所住所、発電出力、 設備ID	1,085件

## ■原因分析および再発防止策

- 調査の結果、当社従業員（長期臨時員を含む）14名が、当該システムにアクセスしており、そのうち長期臨時員を除く当社社員6名が当該システムの利用権限が一般送配電事業者にのみ付与されている事実を知りながら、不正に閲覧していたことを確認しています。
- 本事案は、コンプライアンスより業務効率を優先したものであることを踏まえ、以下の再発防止策を実施します。

### 再発防止策

#### ① 日常業務におけるコンプライアンスの徹底

- ・本件業務を所管する需給運用部の従業員に対し、本事象の調査結果および原因、本事象に係る当社の行為がコンプライアンス違反に該当する重大な案件であることを共有のうえ、コンプライアンスを最優先として業務に取り組むことを徹底します。
- ・また、需給運用部に利用権限が与えられていないシステム（社内、社外を含む）について、不正なID・パスワードの取得および不正な利用を行わないよう徹底します。

#### ② 従業員への教育

- ・当社全従業員を対象としたコンプライアンス教育資料に本事案を追加し、本事案を社内で共有するとともに、当該資料に基づき定期的に研修を実施のうえ、当社全従業員のコンプライアンスを徹底します。

#### ③ システムのID・パスワードの管理

- ・需給運用部において、システムで管理されている個人情報等を保護する観点から定期的にパスワードを変更する取り扱いを徹底します。

#### ④ 内部監査の実施

- ・内部監査により、再発防止が継続的かつ効果的に実施されているかを定期的に検証します。